

令和7年度（2025年度）

就学奨励制度のお知らせ



稲城市では、裏面に該当する保護者の方に、所得に応じて小・中学校の学用品、学校給食費等の費用を支給します。下記の内容をお読みいただき申請をして下さい。なお、毎年度の申請が必要となります。前年度に就学奨励を受給していた方も、改めて申請をしてください。

令和7年度からオンライン申請を開始いたします！ 下記QRコードからお申し込みください。

<https://logoform.jp/f/LnFGx>

※オンライン申請の環境が整っていない方へ
稲城市役所学務課まで、お問い合わせください。

※申請には「Logoフォーム」へのログイン、アカウント登録が必要です。
登録すると申請状況の確認及び、申請内容や書類に不備がある際にマイページから手続きを行うことができます。



*****申請から結果の通知まで*****

申請 : ① Logoフォームにアカウント登録
② 申請理由・添付書類を確認
③ 申請登録(必要書類の添付)

※市内の小中学校にきょうだいがいるご家庭へ
一度の申請で就学援助及び就学奨励の対象児童生徒の申請を行えます。

申請期限 : 令和7年4月30日(水)

※申請期限を過ぎても随時受け付けておりますが、
申請日を基準とし認定された方は受給開始となります。

基準日: ~15日の申請…当該月から認定

16日~の申請…翌月から認定

令和7年度最終申請日: 令和8年2月27日(金)

結果の通知 : 4月30日までに申請 … 7月上旬に申請された住所へ郵送
申請期限以降 … 申請から1か月程度で申請された住所へ郵送

※申請理由・添付書類については「就学援助制度のお知らせ」または、ホームページをご確認ください。

問い合わせ先 : 稲城市教育委員会学務課

TEL 042-378-2111 (内線:653)

開庁時間 8:30~17:00

【就学援助制度と就学奨励制度について】

※就学援助制度は就学奨励制度よりも手厚い制度です。まずは、就学援助を申請・審査し、その後該当しなかった世帯について就学奨励を審査・認定いたします。

就学奨励の 稲城市にお住まいの方で、お子さまが市内の小・中学校の特別支援学級に在籍するか、または
対象者： 学校教育法施行令第22条の3の規定にある障害の程度に該当する方です。

申請で使用するLogoフォームは就学援助と同じです。

申請方法：就学援助に該当しない世帯の方でも申請すると対象の児童生徒の方についてのみ就学奨励も審査いたします。

通学費・通学費補助金の支給について

通学費・通学費補助金の制度は就学援助・就学奨励の制度の一部です。

特別支援学級就学奨励費補助金交付申請書を提出する前に、

令和7年度就学援助・就学奨励申請をオンラインにて行ってください。

対象者	支給額	提出書類・添付書類
公共交通機関(バス・電車)を利用して通学する児童生徒	実費※1	提出 ・特別支援学級通学費補助金交付申請書 ※2
住所上の学区とは異なる特別支援学級のある学校へ、公共交通機関を使用せず(徒歩・自家用車)通学する児童生徒	月額 2,000円	添付書類 ・定期券や領収書のコピー 経路及び購入状況等を確認しますので以下の内容が記載されていることをご確認ください。
公共交通機関を利用する児童生徒に付き添いのために公共交通機関を使用している保護者	月額 2,000円	【氏名・期間・区間・金額】

※1実費

実費の計算は、最も安価な経路で最も長い期間の定期を購入した場合の一か月分を算定の基礎としています。なお、夏季休暇にあたる8月分は支給対象外です。よって実際に定期などを購入した額と一致していないことがありますので、ご理解ください。

※2「特別支援学級通学費補助金交付申請書」について

「令和7年度(2025年度)就学援助・奨励申請書」のオンライン申請を行ってください。

「特別支援学級通学費補助金交付申請書」を紙面にてご提出ください。

特別支援学級に通われる方は、学校から通学費の申請書が配布されます。上記対象者を確認のうえ申請書をご提出ください

提出場所：稲城市役所6階学務課・平尾出張所・若葉台出張所